

Ⅲ 計画編

第1章 安心のある暮らしを支える福祉の基盤づくり

1 利用者主体のサービスの実現

- 福祉サービスは、従来の行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、提供者との契約により利用する利用者本位の制度へと転換しています。
そのため、県民誰もが利用しようとするサービスを適切に選択、決定し、円滑に利用することができる体制の整備が求められています。
- 第一には、福祉サービスを利用するときに必要な情報を容易に入手できる体制づくり、第二は、生活上の福祉問題を解決するため気軽に相談できる体制の整備、第三は、判断能力が不十分でサービスを適切に利用できないおそれがある人の援助体制の整備、第四は、サービス利用に関する苦情に対して、公的に解決できる仕組みづくりなどが必要です。
- さらに、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、提供されるサービスの質が、より向上されるための第三者評価制度を推進する必要があります。

2 サービスの総合化の確立

- 県民の生活課題は、必ずしも単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公的サービスや民間によるサービスも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することによって満たされることが少なくありません。
- 利用者本位の考え方に立って、その人の生活課題を解決するため、制度やサービスの種別、実施主体の相違を超えて、対応する適切なサービスが総合的かつ効率的に提供される体制を身近な地域において構築していく必要があります。
- 高齢者、障がい者、児童といった縦割りのサービスをできるだけ身近な地域で利用しやすくするために、対象者の属性分野を越えて分野横断的に取り組むとともに、施設福祉と在宅福祉を一元的にとらえ、これらのサービスが「必要と求め」に応じて、柔軟に利用できるようにすることが重要な課題となっています。

第1節 総合的な情報提供・相談体制の整備

(1) 福祉情報の提供体制の整備

〔現状と課題〕

- 福祉情報は県や市町村、社会福祉協議会、社会福祉施設の広報誌をはじめ、最近では、インターネットを活用して提供されるようになっていきます。
- 事業者は、提供しているサービスや処遇に関し、利用者へ正確で分かりやすい情報の提供に努める必要があります。
- 県や市町村も、サービスや施設、事業者等に関する様々な情報を集め、公平な立場から利用者に情報を提供することが必要です。
- 県民の地域福祉活動への参加を促進するため、ボランティア・NPOの活動に関する情報を積極的に提供していく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET:ワムネット)を活用して、介護事業者情報や第三者評価情報等を提供します。
- (2) 大分県社会福祉介護研修センターや大分県庁のホームページなどを活用して、様々な福祉情報を総合的に提供します。
 - ア 県内の社会福祉施設に関する情報を提供します。
 - イ 福祉ボランティア・NPOに関する情報を提供します。
 - ウ 福祉用具・住宅改修に関する情報を提供します。
 - エ 福祉関係の求人・求職、福祉の資格に関する情報を提供します。
- (3) 「大分県子育て支援情報総合サイト子育てのタネ」や「次世代育成支援のホームページ」を活用して、子育て支援サービス等に関する情報を提供します。
- (4) 市町村社会福祉協議会発行の「社協だより」やボランティアセンター情報誌を活用して、住民に身近な地域福祉情報の提供に努めます。
- (5) ボランティア・NPOとその活動に参加したい人や支援を求める人との双方向情報提供体制(おおいたボランティアNPO情報バンク)を活用し、橋渡しを行います。

(2) 総合的な相談体制の整備

[現状と課題]

- 近年、相談の内容が複雑になっており、どこに相談すればよいか不明な場合も少なくありません。そのため、市町村等において、総合的な相談窓口が必要であり、心配ごとや悩みごとがあれば、誰でも、どんな問題でも気軽に相談できるよう、心配ごと相談所等の体制を充実する必要があります。

- 一つの窓口のみでは対応できないような相談や、自ら相談窓口まで来て相談することが困難な場合、相談を拒否する場合などがあることから、こうした人々にも適切な相談・情報提供を行い、福祉サービスを利用できるようにしなければなりません。

- 訪問相談を行う民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市町村、社会福祉施設の専門相談窓口等が連携して、住民の様々な相談にきめ細かく対応できるようにする必要があります。

- 複雑・多様化する県民の相談ニーズに適切に対応するため、広域的な相談機関の機能や相互の連携を強化し、情報やノウハウを共有することにより、幅と厚みのある相談活動を展開していく必要があります。
また、その専門機能を活かして、身近な地域の相談活動を支援していく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域子育て支援拠点、隣保館等の相互連携を強化し、住民からの様々な相談にワンストップで対応できる相談体制の充実に努めます。
- (2) 市町村社会福祉協議会に設置している心配ごと相談所やふれあい福祉センターにおける総合相談事業を行う市町村を支援します。
- (3) 地域において、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する「地域子育て支援拠点」の整備を推進します。
- (4) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターを再編統合し、障がい者福祉に関する中核的・専門的な相談支援機関として、障がい者総合相談支援センター（仮称）を整備し、相談援助機能の強化を行います。
- (5) 様々な健康課題を解決するとともに、県民の健康を増進するため、専門性と総合力が発揮できるよう保健所の機能強化を図ります。
- (6) 認知症疾患医療センターを認知症高齢者対策の保健・福祉連携の拠点として位置付け、機能の充実に努めるとともに利用しやすいように広報活動を強化します。

第2節 利用者の権利の擁護

(1) サービス評価の普及

〔現状と課題〕

○ 質の高いサービスを提供するためには、事業者自らサービスを点検し改善する自己評価の取組みが重要です。

また、自己評価のみでは事業者間の比較が困難であることなどから、民間の第三者評価機関が専門的・客観的な立場から適正に評価を行う第三者評価の積極的な取組を進める必要があります。

○ 事業者は、第三者評価を受審することにより、個々の事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができます。

また、評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となります。

〔主要施策〕

(1) 事業者が自己評価に取り組むとともに、第三者評価を受審するように勧めます。

(2) 大分県福祉サービス第三者評価事業推進組織は、第三者評価機関の認証や評価調査者の養成研修を行い、評価の客観性、専門性の向上に努めます。

(3) 第三者評価機関による評価結果の情報公開を進めるとともに、利用者が情報を容易に入手できるように努めます。

(2) 利用者の立場に立った指導監査の充実

〔現状と課題〕

- 県では、指導監査において運営等に問題がある場合には、改善指導を行うなど厳正な監査の実施に努めています。
- サービス内容については、利用者の声を直接聞く機会が少ないことなどから、現在行っている指導監査だけでは必ずしも十分でない場合もあり、監査指導の内容を補強する仕組みを検討する必要があります。
- 利用者が安心してサービスを利用できるよう、施設経営の質的向上に向けた指導を一層充実することが必要です。

〔主要施策〕

- (1) 介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者等の健全な事業運営を確保するための指導体制を強化します。
- (2) 適切なサービスが提供されるよう行政と事業者との情報交換に努めます。
- (3) 施設の適正かつ安定的な運営と入居者処遇の向上等を図るための経営指導を充実します。

(3) 本人の意思決定を支援する仕組みの普及

[現状と課題]

- 認知症や知的障がい等で判断能力が十分でない人は、自身で判断したり、意思を相手に正確に伝えることが困難であるために、適切な福祉サービスの利用に支障があったり、権利の侵害を受けやすい状況にあります。

- 認知症高齢者等が、安心して適切に福祉サービスを選択し、利用できるようにするために、必要な手続きの代行や相談、助言などの援助を行う日常生活自立支援事業を県、市町村社会福祉協議会で実施しています。

この事業の利用を促進するため、広報・普及活動や事業内容の充実、関係機関の連携の強化を図る必要があります。

- 日常生活自立支援事業の対象となっていない財産管理に関する契約などの法律行為に対しては成年後見制度が実施されています。

成年後見制度の活用においては、行政や社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士会等の関係機関相互の連携を円滑かつ緊密なものにする必要があります。

- 近年、他者による権利擁護（アドボカシー）だけでなく、サービスの利用者本人による権利主張（セルフ・アドボカシー）が重視されています。

このため、本人の自己決定する力を育成するとともに、自立生活運動など本人や当事者団体の活動が尊重されるように支援する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 日常生活自立支援事業の利用を一層促進するため、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の関係機関の連携により潜在的なニーズの掘り起こしに努める一方、広報の強化により事業の周知に努めます。
- (2) 個人の障がい特性に配慮してきめ細かな支援を行う生活支援専門員や生活支援員、介護支援専門員（ケアマネージャー）の研修等を行い、資質の向上を図ります。
- (3) 県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業関係機関連絡会議や大分家庭裁判所の成年後見制度運営協議会などを通じて、福祉・保健行政関係機関や施設・病院、司法関係機関等の相互の連携を進めます。
- (4) 後見人が必要な人の早期発見の体制づくりや市町村長等による家庭裁判所への後見人申立制度の活用促進など、成年後見制度の利用を支援し、制度の普及に努めます。

(4) 苦情解決の仕組みの適正な運営の確保

[現状と課題]

- 安心してサービスを利用できるようにするためには、利用者がサービス内容等に対する苦情や要望を述べたり、それらの苦情等の解決が図られる仕組みが必要です。
- 各事業所においては、苦情解決責任者、苦情受付担当者や中立公正の立場から解決を図る第三者委員を置くなどの苦情解決体制をとることとされています。
- 制度の普及・啓発に一層努め、利用者が適切に苦情を申し立てることができる環境整備と事業者自らがサービスを改善する機運の醸成を図る必要があります。

[主要施策]

- (1) 第三者委員の設置などの体制づくりや苦情の申し出がしやすい環境づくりを促進するため、事業者に対する指導・助言を行います。
- (2) 大分県社会福祉協議会に第三者機関として設置された福祉サービス運営委員会を支援し、その活性化を図ります。
- (3) 利用者やその家族などに対し、苦情解決制度の広報・啓発を行います。
- (4) 事業者による苦情受付窓口設置が自らのサービス改善につながるよう、事業者への周知を図ります。

(5) 児童や高齢者への虐待、配偶者等からの暴力への対応

[現状と課題]

- 子どもを保護の対象から「権利の主体として認め、子どもの最善の利益を図る」（児童の権利に関する条約）という考え方の普及など子どもの人権尊重についての取組みが進められてきました。
- しかしながら、児童への虐待は後を絶たず大きな社会問題となっており、その発生予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまでの切れ目ない総合的な支援を行う必要があります。
- 一般的な子育て支援は地域住民や民生委員・児童委員などとの連携を図ることにより身近な市町村で対応し、専門的な支援が必要な人には保健師などが児童相談所と連携を保ちながら重点的に支援することが重要です。
- 平成22年4月に開設される子どもや女性の問題に関する中核的・専門的な相談支援機関である「こども家庭相談支援センター（仮称）」において、DV対策についても生活面の自立のみならず、疲弊した心身の回復に努めることが重要であり、また児童相談所部門とも連携して同伴児童の心理的なケアにも努める必要があります。
- 配偶者暴力相談支援センターである「こども家庭相談支援センター（仮称）」と大分県消費生活・男女共同参画プラザが警察や福祉事務所と連携しながら、被害者の保護、自立支援に取り組んでいく必要があります。
- 全国的には、高齢者への虐待も問題となっています。高齢者虐待は多岐にわたっており、厚生労働省の定義では次のとおりとなっています。
 - ①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④経済的虐待、⑤介護の放棄
- 高齢者の虐待については、地域包括支援センターなどの地域における相談機能の充実を図るとともに、民生委員・児童委員等を含めた関係機関の連携を強化（高齢者虐待ネットワークの設置等）する必要があります。

また、施設においては、身体拘束廃止の取組みなどを推進する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 相談機能の一層の充実・強化を図るため、県の広域的・専門的相談機関である社会福祉センター及び精神保健福祉センターを、「こども家庭相談支援センター（仮称）」及び「障がい者総合相談支援センター（仮称）」に再編整備するとともに、中津児童相談所、保健所等の機能強化を図ります。
- (2) 県や社会福祉法人の専門相談機関相互のネットワークを推進し、地域の相談機関に対する専門的なバックアップ体制の強化を図ります。
- (3) 市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員などが中心となり、社会福祉施設や自治会、老人クラブ、駐在所、消防団、郵便局等の協力を得ながら、病気や事故等の緊急時の対応を含む重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークづくりに取り組む市町村を支援します。

(6) 消費者契約に関する被害の防止

[現状と課題]

- 平成20年度に大分県消費生活・男女共同参画プラザに寄せられた苦情相談のうち、契約当事者が70歳以上の件数は728件であり、10年前の平成10年度に比べ2.2倍、401件の増加となっています。
- また、契約当事者が70歳以上の苦情相談件数728件のうち、苦情の多い商品・役務の上位3位は、電気・磁気治療器具51件、サラ金・ヤミ金48件、健康食品45件となっています。
- このほか、単独あるいは夫婦のみで暮らしている高齢者の健康や住宅・設備について不安をおおったり、経済的不安につけ込み資産を増やすなどといった勧誘するといったトラブル、「振り込め詐欺」や認知症高齢者の年金などを狙った悪質商法も増えています。
- 家族や地域の人々の見守り、声かけは、高齢者や障がい者等の要支援者の様々な生活課題を早期に発見し適切な相談・支援機関につないでいく根幹となる活動であり、消費者被害を防止する上でも重要です。

[主要施策]

- (1) 悪質商法を中心とした講座の開催や消費者被害未然防止の啓発等を行うとともに、身近な市町村で消費生活相談が受けられるよう相談体制の整備を図ります。
- (2) 見知らぬ人が高齢者等の自宅に出入りしていないか目配りしたり、時々訪問するなどして、困っていることはないか声をかけるなど、住民の自主的な活動の促進を図ります。
- (3) 判断能力が不十分な人の生活と財産を保護するための日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進し、消費者被害の防止や早期の被害回復を図ります。

第3節 身近な地域での暮らしを支えるサービス体系づくり

(1) 在宅サービスの充実

〔現状と課題〕

- 在宅サービスを充実するには、福祉・保健・医療が連携した支えが必要です。
- 介護を要するようになっても、できる限り自立した日常生活を営むには、在宅介護サービスを充実していかなければなりません。
- 障がい児の療育は、障がい児施設や児童デイサービス事業所などで実施するとともに、保育所での障がい児保育を実施してきましたが、今後とも、これらの施策を一層充実する必要があります。
- 子育て家庭への支援は、地域における子育て環境の整備や保育サービスなどを一層充実することが必要です。
- 介護や育児にあたる家族の役割の一時的な肩代りや情報交換、相談のための交流の場の提供など、家族の負担の軽減に努める必要があります。
- 地域のニーズにあわせて、柔軟にサービスを提供する住民参加型在宅福祉サービス団体の中には、24時間365日対応や時間外対応を行っている団体もあり、地域の実情に応じて、その育成を支援することが望まれます。
- 訪問や通い、預かり、一時的な宿泊、緊急時や夜間の訪問、居住といった、切れ目のないサービスを一体的に提供する拠点（小規模多機能サービス拠点）を、日常生活圏域ごとに整備することが求められています。

〔主要施策〕

- 1 ホームヘルプ等の基本的サービスを充実します。
 - (1) 身近な地域でホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスを利用できるよう、市町村と連携してサービス提供体制の整備を図ります。
 - (2) 福祉・保健・医療のすべてが連携して統合されたシステムである地域包括ケア体制を整備し、地域を基盤としたサービスの一体化に努めます。
- 2 地域での日中活動の場を確保します。
 - (1) 障がい者が身近なところで施設を利用できるよう、就労継続支援等の日中活動サービスの整備を図ります。
 - (2) 特別支援学校等に通う障がい児を対象に長期休暇中における日中活動の場を確保する市町村を支援します。
- 3 在宅で介護する家族を支援します。
 - (1) 大分県社会福祉介護研修センターが実施する家族介護教室を充実します。
 - (2) 市町村が実施する家族介護教室、家族介護者交流事業を支援します。
 - (3) 市町村が実施する介護家族健康教育や介護家族健康相談を支援します。
- 4 子育て家庭を支援します。
 - (1) 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成のため、適切な遊びや生活の場を与える放課後児童クラブの設置を促進します。

- (2) 親の急な残業や急病の他、買い物やリフレッシュなどに対応するため、会員制で子育ての援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の設置を促進します。
 - (3) 家庭や地域の子育て機能を高めるため、地域子育て支援子育てサークル等の親同士の交流や、NPOや企業、各団体相互の連携を図り、子育てネットワークづくりを推進します。
 - (4) 休日保育や延長保育など多様な需要に対応した保育サービスの充実を推進します。
- 5 本人や家族の状態の変化に応じて、切れ目のないサービスを一体的・複合的に提供する小規模多機能拠点を整備し、生活圏域単位で必要なサービスの提供を完結させる取組みを普及します。

(2) 自宅、施設以外の「住まい方」の実現

〔現状と課題〕

- 高齢者や障がい者等が心身の状態に応じて、自宅で生活を継続することが困難となった場合に、住み慣れた地域で安心して住める「住まい」に住み替えることができるようにする必要があります。
- その場合、介護保険施設以外にも、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や特定施設入所者生活介護（ケアハウス、介護付き有料老人ホーム）があります。
- 民家改造型のグループホームは、高齢者にとってなじみのある住空間として、特に認知症高齢者のケアの面で非常に効果的であるとされています。
また、空き家を活用して地域住民の交流の場とすることは、地域を活性化するとともに、既存資源の有効活用にもつながります。
- 障がい者の地域での「住まい」であるグループホームやケアホームは、量的な整備はもちろん、障がい者のニーズに応じて利用できるよう質的充実に努める必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 認知症高齢者グループホームの整備に当たっては、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- (2) 知的障がい者や精神障がい者が地域社会で自立した生活を送れるよう、グループホームの拡充を図ります。

(3) 施設の整備と多機能化

〔現状と課題〕

- 障がい者が施設や病院から自立し、地域で自分らしい生活を安心して送れるようにすることが、本人にとっても必要です。
- 社会福祉施設は、入所者一人ひとりの生活のリズムを考える個別ケアが進められており、施設のユニット化等の取組みが求められています。
- 心身の状況の変化によって自宅での生活が困難となり、施設への入所が必要となったとしても、これまで利用してきた在宅サービスとの連続性や入所前の地域とのつながりを維持した生活が継続できるようにしなければなりません。
- 施設の人的・物的資源の地域開放を更に進め、在宅サービスの拠点を施設外にも設け、住み慣れた地域での生活を支援する必要があります。
- 児童虐待や親の病気などで家庭で育てられない子どもを入所させる児童福祉施設においては、心に傷を負った子供たちをきめ細かくケアするとともに、家庭復帰や自立まで途切れない支援が求められています。
- 児童養護施設は、入所児童の家族再統合を実現するため、在宅の保護者への支援を強化していくことが求められています。
- 家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりの状況に応じて養育できる里親制度は、社会的養護体制の一つとして期待が高まっています。
里親制度の充実を図るため、児童育成に関してノウハウのある児童養護施設からの支援が求められています。

〔主要施策〕

- (1) 入所施設等から地域生活への移行を促進します。
- ア 地域生活への移行に向け、保護者、関係者、県民の理解を促進します。

 - イ 施設における社会適応訓練・生活訓練等の支援の充実とともに、住まいの場(グループホーム等)及び活動の場(日中活動サービス)の整備、拡充を図ります。

 - ウ 精神障がい者の退院・社会復帰のためのサービス基盤の整備と関係機関の連携を促進します。
- (2) 地域的な偏在の解消や生活の質を確保した居住環境の向上を踏まえて、施設整備を計画的に進めます。
- ア 介護保険施設の整備にあたっては、地域や施設のバランスにも十分配慮し、広域的配置が有効に機能するような整備に努めます。

 - イ 障がい者入所施設の整備については、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定します。

 - ウ 施設立地にあたっては、利用者の利便性や地域との交流の図りやすい地域への整備を促進します。

 - エ 入所者のプライバシーに配慮したゆとりある生活空間を確保するため、個室化やユニットケアの普及に努めます。

 - オ 里親による家庭的養護と施設養護との協働や児童養護施設の小規模化を推進し、子どものニーズに対する家庭的・個別的ケアの強化を図ります。

 - カ 児童養護施設がない地域での受け入れ先を確保するため、養育実績の高い里親等による「ファミリーホーム」の立ち上げ支援を行うなど、「ファミリーホーム」の設置促進を図ります。

(3) 入所施設の多機能化を推進します。

ア 特別養護老人ホーム等を核にサテライト方式による通所介護（デイサービス）拠点の設置を促進します。

イ 社会福祉施設は、デイサービスやショートステイなどの在宅福祉サービスを提供する地域における福祉の拠点として位置付け、その専門的機能の地域への開放を図ります。

ウ 保育所の施設や機能を地域に開放し、一時預かりや地域子育て支援センターなどの機能を併せ持つよう、保育所の多機能化を推進します。

エ 社会福祉施設等が地域に密着した独自の事業を実施するために整備した（防災拠点型）地域交流スペースを活用して、災害時に速やかに地域の高齢者や障がい者等の要援護者の受入れができるよう、市町村と連携して支援します。

第4節 福祉・保健・医療の連携

- 地域福祉・保健・医療の推進においては、住民の生活福祉や健康医療の様々な問題を住民に身近な地域という視点から総合的に把握するとともに、解決方策の検討・実施の各段階で相互に連携を図ることが求められています。
- 地域福祉では、従来の事後的対策中心から予防的対策中心に移行することが重視されており、健康づくりや介護予防の推進、地域リハビリテーション体制の整備など地域保健・医療施策との一体的な取組みが必要です。
- 虐待などの複雑な問題を早期に発見し対応するためには、より身近な市町村での対応が不可欠であり、地域住民や民生委員・児童委員、主任児童委員、学校、保健・医療機関等のネットワークを張りめぐらせる必要があります。
- 地域の社会資源を有効に活用したり開発することにより、問題に予防的に対応していくことが重要な課題となっています。

(1) 保健予防・リハビリテーションの充実

ア 健康づくりや介護予防、障がいの発生予防・早期発見の推進

〔現状と課題〕

- 高齢化の進行に伴い、脳血管疾病や骨折などに起因する障がいを持ったり、認知症や寝たきりになるなどの高齢者が増加しています。
- 生活習慣改善の取組みにより生活習慣病を減少させるとともに、転倒骨折や関節疾患といった生活機能の低下を招く疾患対策を充実することが求められています。
- 社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動は、介護予防につながるものであることから、こうした様々な活動を社会全体の取組みとして進めていくことが必要です。
- 障がいの発生を予防するため、妊娠中の健康管理の確保や、妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するための医療体制の充実を図るとともに、福祉・保健・医療などの連携を強化する必要があります。
- 市町村の実施する乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診などを一層充実し、障がいの早期発見に努める必要があります。
- リストラや人間関係の希薄化など、精神的なストレスが蓄積しやすい環境の中、心の病の最も深刻なものとしてとらえられている自殺者数が毎年 300 人前後の高水準で推移し、大きな社会問題となっており、社会全体で取り組んでいく必要があります。
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティーネットとして、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。

〔主要施策〕

- (1) 市町村が行う転倒骨折予防教室等の介護予防推進事業を支援します。
- (2) 介護予防の重要性についての県民の理解を深めるための啓発活動を、積極的に展開します。
- (3) 介護予防に関する福祉・保健・医療の連携体制の確立と情報の共有化を図ります。
- (4) 壮年期からの健康づくりを進めるため、市町村が行う健康教育や健康診査等の老人保健事業を支援します。
- (5) 障がいの発生予防、早期発見のための母子保健対策を推進します。
- (6) 「心の健康教室」などの各種教室の開催や普及・啓発のパンフレットの発行など精神保健施策の充実に努めます。
- (7) 大分県自殺予防対策強化基金を活用し、自殺対策専門研修会や多重債務・心の健康相談無料相談会の開催等相談体制の充実に努めるとともに、新聞広告等により自殺予防や精神疾患の正しい知識についての県民への周知を図ります。
また、地域の自殺対策力を強化するため、市町村における自殺対策ネットワークの構築や地域住民に対する普及啓発等を支援します。

イ リハビリテーションの充実

〔現状と課題〕

- リハビリテーションは、その人の持つ潜在能力を引き出し、生活上の活動能力を高めていくことであり、日常生活の自立度の向上を重視した個別のプログラムに基づき提供されることが必要です。
- そのためには、住み慣れた地域において、医療・保健・福祉の関係者のみならず、ボランティア等の地域住民が参画し、生活の場を中心に展開される、いわゆる地域リハビリテーションが適切に行われることが重要です。
- 病院、施設から在宅へと連続して、対象者を支える医療・保健・福祉の連携したリハビリテーション体制の整備が必要です。
- 各種のリハビリテーションは、現在、必ずしも体系的に提供・利用されているとはいえない状況であり、地域間格差も存在しています。
- 住民が、発症後、地域で切れ目のないサービスを安心して受けられるよう、急性期・回復期・維持期の病院、施設等が、地域連携クリティカルパスなどを通じて連携することが必要です。

〔主要施策〕

- (1) 作業療法士や理学療法士をはじめとする医療関係者の関係団体とともに、専門医療技術者の資質の向上に努めます。
- (2) 在宅の障がい者が機能回復訓練や機能維持のための訓練を適切に受けられるよう医療機関におけるリハビリテーションを充実します。
- (3) 訪問看護の質・量両面にわたる供給体制の整備を促進します。
また、訪問リハビリテーションのサービス供給体制の整備を促進するとともに、事業の普及・啓発を行います。
- (4) 県全域及び保健福祉圏域を単位として、医療、保健及び福祉が相互に連携し、圏域の特性や実情に応じた総合的なリハビリテーションを推進する地域リハビリテーション体制を整備します。
- (5) 保健所が、二次医療圏域内の広域調整をすることにより、脳卒中の地域連携クリティカルパスを構築し、保健・医療・福祉の連携を推進します。
他の疾病についても地域での連携体制を推進するため、地域連携クリティカルパスの普及・啓発に努めます。

(2) ケアマネジメントの推進

〔現状と課題〕

- 高齢者や障がい者には、医療やリハビリテーションを利用しながら在宅生活を送っている人々も多く、こうした人々の生活をできるかぎり継続して支えることが求められています。
- 利用者の生活課題と社会資源とを調整、あるいは結びつけることにより、地域での生活を継続的に支援していくケアマネジメントの手法を推進する必要があります。
- 介護保険による介護サービスについては、介護支援専門員（ケアマネジャー）が中心となって、高齢者のニーズに合致するように、その状態を踏まえて必要なサービスを計画的に提供していく手法（ケアマネジメント）が、介護保険制度の創設により導入されました。
- 障がい福祉の分野では、平成18年度に障害者自立支援法が施行されましたが、関係者が連携を深めて、幅広い分野のサービスを適切に結びつけ、利用者の希望にかなったサービス提供が総合的かつ円滑になされるよう、障がい者ケアマネジメントの手法を推進していくことが重要な課題となっています。
- 児童虐待へは、一つの機関のみで関わるのではなく、子どもや家庭を支援する地域がネットワークを構築し、児童相談所の支援のもと、担当機関が中心となってケースマネジメント（ケアマネジメント）を行うことが求められています。

〔主要施策〕

- (1) 各市町村ごとに設置されている「地域ケア会議」や「自立支援協議会」等を活用し、生活支援サービスや介護予防サービスをはじめとする必要なサービスを、適切な組み合わせにより効果的に提供する体制づくりを進めます。
- (2) 障がい者のニーズにあった地域生活を実現するため、身近な地域で障がい者やその家族を総合的、継続的に支援する障がい者ケアマネジメントの積極的な推進を図ります。
- (3) 高齢者、障がい者、子ども等の対象者や、福祉、保健、医療等の分野の別に関わらず、多様なニーズに対応して総合的にサービスを提供する地域包括ケアの体制づくりを市町村等と連携して推進します。

第2章 共に生きる活力ある福祉コミュニティづくり

1 生活課題の解決に向けた活動への県民の積極的参加

- 福祉コミュニティは、県民や様々な団体が主体的に参加し、共に築き、支え合っ
て創り上げていくものです。
- 福祉コミュニティが形成されるためには、社会を構成する一人ひとりの個性が尊
重され、福祉という共通の価値観を共有し、共に生きるという考え方に立って、地
域において様々な形でお互いを支え合うことが必要です。
- 地域福祉の推進においては、県民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、
地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域における県民の自主的な活動と
公的なサービスとの連携を図っていく必要があります。
- 増大、多様化する福祉ニーズに柔軟かつ適切に対応するためには、県民もこれま
での「福祉は行政が行うもの」という意識を変えて、地域社会の全構成員がパート
ナーであるとの考えに立ち、安心の地域づくりに参加することが重要です。
- パートナーシップとは、民間相互のパートナーシップのみでなく、公民のパート
ナーシップとして行政及び地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を生
かし、「協働」することです。(パートナーシップ型住民参加)
- なお、地域福祉活動において公と民の役割分担を進めるに当たって、公行政の役
割はいささかも減じるものではなく、福祉サービスを必要とする人が確実に受けら
れるように、その体制を整備する役割を担っています。

2 生活関連分野との連携

- 地域福祉の推進のためには、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となります。
- 生活課題に対応する施策は、個別には既に存在しているものも多いのですが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、NPO等が起業しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 現在、一部の地域で実施されている地域密着型コミュニティビジネスは、地域の生活課題に柔軟に対応できるもので、今後、地域福祉活動の中で、すべての住民が同じ社会の構成員として包み込み、支え合っていくための手段としても注目されています。

第1節 地域福祉の総合的・計画的な推進

〔現状と課題〕

- 個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、生活課題を抱える住民一人ひとりを対象に、かつ、住民みんなで支え合う社会福祉を進めるには、社会福祉に対する住民の理解と協力が不可欠です。

- 市町村が策定（改定）する地域福祉計画は、手続き的に住民が参加した計画でなければ、法律的に計画として認められないこととされており、参加による住民の意識と行動の変容がその地域の福祉力を決定づけることになります。

- 住民の福祉活動計画として、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画が策定・実施されています。
地域福祉計画と地域福祉活動計画における地域福祉推進の理念や方向性は同じであることから、両者の一体的な策定（改定）が望まれます。

〔主要施策〕

- (1) 住民参加による市町村地域福祉計画の策定（改定）を促進します。

- (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定（改定）を促進します。

- (3) 市町村や市町村社会福祉協議会が計画の策定（改定）において必要とする情報提供や技術的助言を県社会福祉協議会と連携して行います。

- (4) 地域福祉計画を踏まえて、地域福祉推進に関する広域的、専門的な施策を実施することにより、各市町村の取組みを支援します。

第2節 県民の主体的な参加の促進

(1) 当事者の自主的な活動の促進

〔現状と課題〕

- 県民一人ひとりがその人らしい自立した生活を送ることができるようにするには、何よりも当事者を含めた県民の主体的な参加が不可欠です。

- 当事者は、サービス等に関する地域の実情を最も理解していることから、同じような課題を持つ者同士による自助集団の組織化や、その活動を支援することにより、地域福祉を担う大きな力となることが期待されます。

〔主要施策〕

- (1) 当事者自身が相談・助言などを行うピア・カウンセリングの普及を促進するとともに、ピア・カウンセラーの養成を行います。

- (2) 当事者同士による活動への参加を促進します。

- (3) 障がい児を持つ親の会の療育活動や相談活動を支援します。

- (4) 在宅認知症高齢者の介護家族者同士が情報を交換するための「介護者生活情報誌」の発行や、「認知症高齢者を抱える家族の会大分県支部」の活動を支援します。

(2) 地域住民の自主的な活動の促進

〔現状と課題〕

- 高齢者や障がい者、介護や育児にあたる家族等と地域住民との交流を広げ、地域の中で孤立することがないようにしなければなりません。

- 公的サービスでは全部に対応することができない日常的な通院・通学・通園や買い物、配食、家事・介護などについて、住民の支え合い活動を充実することが求められています。高齢化率の高い小規模集落では、集落内では対応しきれない課題もあり、周辺集落との連携も必要となっています。
また、都市部の高齢化が進む郊外住宅団地では、商店や病院が無くなったため買い物や通院が不便になっているところもあり、高齢者等にとっては住みにくい状況となっています。

- 地域住民による自主的な見守り活動の対象を、高齢者中心から障がい者や子育て中の親など要支援者全体に広げることが必要です。

- 災害発生時には、高齢者や障がい者等に対しては多大な支援が必要となることから、日常的な見守り活動の中で、災害発生時の安否確認、避難誘導のためのネットワークづくりなどについて話し合っておくことが重要です。

〔主要施策〕

- (1) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、近隣住民、ボランティア等の地域福祉活動関係者が広く参加して、より身近な地域で住民の抱える課題にきめ細かく対応できる見守りや支え合い、生活課題解決のネットワーク活動の普及を図ります。

- (2) 住民主体の見守りや支え合いのネットワーク活動において対応が困難な問題に対して、関係機関が早期に対応する態勢の整備を図ります。

- (3) 老人クラブによる友愛訪問活動、愛育班や食生活改善推進協議会による健康づくり活動を促進します。

- (4) 地域住民の対話と交流の場づくりとして、公民館や老人憩いの家、隣保館等を活用して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO等によるサロン活動の普及を図ります。

第3節 多様な事業主体の参入促進

〔現状と課題〕

- 利用者の幅広い需要に応えるためには様々なサービスが必要であることから、それぞれの主体の性格、役割等に配慮しながら、NPO、生協、農協、企業等の福祉サービス分野への参入を促進することが重要な課題となっています。
- 近年、高齢者の生活支援や障がい者の就業対策、商店街の振興などの地域の課題に対応し、住民が自らの手で問題解決を図るためにビジネスを立ち上げるケースが相次いでいます。
- 地域で様々な課題やニーズに対応する住民自ら取組むコミュニティビジネス等の社会的起業の立ち上げを支援することによって、行政が提供しにくいサービスを補い、女性や高齢者等の雇用創出につなげていく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 生活支援サービスなども含めたコミュニティビジネス等の社会的起業への支援、そのために必要なアドバイザーの派遣などを行います。
- (2) 介護保険で不足する部分の上乗せ的なサービスの提供や介護保険のメニューにないサービスを独自に提供するなど、公的制度と民間事業、住民活動を組み合わせてサービスを提供する取組みを支援します。
- (3) 住民参加型在宅福祉サービスの普及を図るため、活動に必要な知識と技術、団体の結成や運営の方法等の研修を実施します。
- (4) 社会福祉協議会やNPO等による福祉有償運送サービスの普及を図ります。

第4節 生活関連分野との連携

(1) 教育との連携

ア 小学校などを拠点とした「居場所づくり」の推進

〔現状と課題〕

- 学校や家庭だけでなく、地域で子どもを安心して育てる環境づくりが不可欠です。
放課後に保護者がいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童を対象にした放課後児童クラブだけでなく、小学校などを拠点として子どもたちが好きなときに立ち寄ることができ、自由に過ごせる「居場所」づくりが各地域で活発になっています。

- 少年による非行や不登校などが社会的な問題となっていますが、様々な学年の友達や地域の大人との交流の機会となる「居場所」づくりは、地域で子どもを育て、子どもの視野を広げる「場」となるものです。

〔主要施策〕

- (1) 学校等を活用して、子どもたちの「居場所」を整備し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援します。

- (2) 不登校児童生徒の早期対応やきめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備を図ります。

イ 学習障がいなど発達障がいを抱える子どもへの支援、特別支援教育の充実

〔現状と課題〕

- 自閉症、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥・多動性障がい)などの発達障がいは、障がいそのものを完全に排除することが困難な場合が多い反面、早い時期に適切な診断を行い、適切な環境で療育すれば、二次的な障がいを予防し、社会への適応能力を高めることができるとされています。
- 児童生徒の障がいの重度・重複化や多様化、自閉症やLD、ADHDなど発達障がいがある児童生徒への対応など、一人ひとりのニーズに応じた教育が求められています。
- 在宅障がい児やその保護者等からの専門的な相談に応じることができる相談機関が求められています。

〔主要施策〕

- (1) 特別支援教育に関する研究や研修の充実を図ります。
- (2) 市町村が実施する乳幼児の健康診査等を通じて障がいの早期発見・診断につなげるとともに、適切な療育を行います。
- (3) 早期教育の重要性から、幼稚園での特別支援教育の充実に努めます。
- (4) 特別支援学校では、その専門性を生かして、地域の障がいのある子どもについての教育相談機能の充実に努めます。

(2) 子育てと仕事の両立のための就労環境の整備

[現状と課題]

- 内閣府が平成21年3月に実施した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と顧客ニーズに関する意識調査」では、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活等」の優先度について、「仕事」優先を希望する人は、1.6%にすぎないが、現実には4割以上が「仕事」優先となっており、理想と現実のギャップは大きくなっています。

- ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、仕事と子育てを両立させたいと希望する男女が増加する一方で、女性は結婚や出産を契機に仕事を辞めざるを得ない環境、男性は仕事優先の環境が依然として存在しており、非常に大きな課題となっています。

- 育児休業を取得しやすい職場の体制や雰囲気づくり、子育てのための時間確保などにより、女性の継続雇用、男性の子育て参加を支援することが必要です。

- 母子家庭の母親の就業を支援し、母子家庭の自立を促進する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 企業に対し育児休業制度の周知・啓発を行い、男性の育児参加が進むことで企業のメリットを生み出すことを広く周知するためのセミナーなど先進事例の情報を提供し、企業の意識改革を図るとともに、子育てしやすい職場環境の整備を図ります。
- (2) フレックスタイムやSOHO（ソーホー：在宅や小規模な事業所での勤務）、テレワーク（情報通信を利用した在宅勤務等）など柔軟な勤務形態や多様な働き方を普及・促進するとともに、子育てしやすい就労環境の整備を図ります。
 - ア 妊娠、出産等を理由として退職した人に対する再雇用制度の普及に努めます。
 - イ セミナーの開催等により再就職を希望する人への支援を行います。
- (3) 女性の就労継続に向け、子育て中の男女がともに子育てができるように、勤務時間の短縮や子どもの看護休暇などの制度普及に努めます。
- (4) 男性の子育て支援を奨励し、モデル的な取組を行う中小企業に助成金を支給するとともに、取組を広く周知することにより、社会的機運の醸成を図ります。
- (5) 企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、策定支援を行うアドバイザーを派遣するとともに、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。
- (6) 平成22年度から26年度までを計画期間とする「大分県ひとり親家庭自立促進計画（第2次）」を策定し、ひとり親家庭の抱える問題等を把握しながら、自立を総合的に支援していきます。
- (7) 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子家庭の母や寡婦の就業や資格取得等を支援します。

(3) 高齢者、障がい者等の活力を生かす雇用・就業機会の確保

[現状と課題]

- 平成20年6月1日現在、県内の民間企業における障がい者実雇用率は2.2%と全国第2位となっていますが、法定雇用率未達成の企業も4割程度あります。
また、知的障がい者の雇用については、十分とはいえず、事業主の理解を広める必要があります。
さらに、精神障がい者の雇用についても、精神障がい者に対する事業主の理解が不足しており、広がっていないのが現状です。
- 障がい者の雇用拡大に向けて、県・市町村が率先して取り組むとともに、民間企業に対して一層の理解と協力が得られるように働きかけていく必要があります。
また、障がい者が職場に適応し、安定した生活が送れるようにするための支援を積極的に行うことが必要です。
- 雇用という形態にとらわれることなく、高齢者や障がい者等の就業機会を増やしていく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 高齢者や障がい者等の雇用の安定と職域の拡大を図ります。
 - ア 労働局などと連携して、事業主に対し、高齢者・障がい者の雇用の充実についての普及・啓発や雇用の安定に関する支援策の普及を図るとともに、県でも福祉部門・商工労働部門・教育部門が一体となって支援に努めます。
 - イ 公共職業安定所などと連携して職業相談の充実に努めます。
 - ウ 障害者就業・生活支援センター事業や職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施する大分障害者職業センターと連携して職場定着のための支援の充実に努めます。
 - エ 県が行う物品等の調達に当たり、障がい者を多数雇用する事業所から優先的に調達を行う制度の検討など、障がい者雇用の拡大に努めます。
 - オ ITを活用した就労を想定した実践的なパソコン講習を行います。
- (2) 労働関係機関等と連携して、事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練を実施します。
- (3) 高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、持っている知識や経験等を生かして就労を希望する場合に、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を提供するシルバー人材センター事業を拡充します。
 - ア 実施地域や会員の拡大、受注確保のための広報・啓発に努めます。
 - イ 就業に必要な知識と技能の向上のための研修等を実施します。
 - ウ 高齢者の多様な働き方に応じた就業機会を確保するための相談・情報提供を行います。

(4) 生きがいづくりと社会参加の推進

[現状と課題]

- 県民誰もが社会とのつながりを保ち、生きがいを実感しながら充実した生活を送ることを願っています。
特に、高齢者や障がい者の社会参加は重要であり、その促進を図る必要があります。

- 価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められています。
経済社会の変化に対応して、新たな知識や技術をいつでも学ぶことができるように、情報や学習の場を提供することが必要です。

- ボランティア活動は、自己実現への要求や社会への参加意欲を充足させ、地域連帯や相互扶助の気運を醸成します。

- 公園でくつろぎながら、子どもたちを見守る「居るだけボランティア」、寝たきりでも電話で安否確認する「寝たきりボランティア」など、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に参加できる活動環境を整備し、誰でも困っているときに自然に手助けできるような社会を作っていく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 県民の多様な生涯学習需要への対応を通じて、福祉学習やボランティア体験の機会の充実を図ります。
- (2) 地域に密着した生きがい活動の拠点として、老人憩いの家、軽作業所、隣保館等の利用を促進するほか、公民館や学校の余裕教室等の有効利用についても検討します。
- (3) 気軽に生きがい活動に参加できるよう、地域レベルでの広報活動や仲間づくりのための情報提供の充実を図ります。
- (4) 豊の国ねんりんピックや大分国際車いすマラソン大会の開催など、高齢者や障がい者のスポーツの振興に取り組みます。
- (5) 障がい者団体で構成する障害者社会参加推進センターが行う「障がい者（児）秋の交歓会」や「障がい者週間福祉大会」の開催などを通じて、障がい者自らによる様々な社会参加を推進します。
- (6) 高齢者の社会参加や地域づくりに貢献する老人クラブ活動を促進します。
- (7) 住民参加の福祉活動をはじめ、防犯・防災活動や河川敷・公園の管理など、地域活動の促進を図ります。
- (8) 農山村で暮らす高齢者がその経験や技術を発揮できるグリーンツーリズムの推進などを通じて、生きがいづくりと社会参加の「場」の提供に努めます。

(5) 防犯・防災対策の推進

[現状と課題]

- 高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援にあたっては、必要な支援を的確に実施できる体制の構築が必要です。
- 要援護者に対する日常の見守りや緊急時の連絡、安否確認、災害時の避難誘導、救助などについて、地域ぐるみで取り組むことが求められています。
- 緊急通報体制を充実するとともに、施設の防犯・防災体制における地域住民等との相互支援・連携体制を強化する必要がある。
- パソコン、携帯電話のメール機能を利用して、高齢者の徘徊による行方を情報提供する「大分県警察電子メール情報配信システム」(まもめーる)をより効果的なものとするため、会員の拡大が必要です。
また、聴覚障がい者が警察や消防・救急の出動要請ができるシステムの普及も必要です。
- 施設においては、地域との連携を図りながら、防犯・防災体制を充実強化することが重要です。
- 自主防犯意識や地域防犯力向上のため、地域の自主防犯ボランティアの活動に対する支援が必要です。

〔主要施策〕

- (1) 市町村が要援護者と身近に接している自治委員、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者に係る情報の把握・共有、災害時の安否確認や連絡体制の整備ができるよう支援します。
また、災害時要援護者が安心して避難生活を送れる福祉避難所の指定を促進します。
- (2) 大規模な災害の発生時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、大分県ボランティア・市民活動センターなどと連携し、災害ボランティアネットワークの整備に努めます。
- (3) 自治体関係部局、施設管理者と連携して、犯罪の防止に配慮した環境の整備（施設の構造・設備の改善、防犯設備の整備）を推進します。
- (4) 子どもの緊急避難場所として指定している「子ども連絡所」の活動を支援します。
- (5) 緊急通報体制を充実するとともに、施設の防犯・防災体制における地域住民等との相互支援・連携体制ができるよう指導します。
- (6) 認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み（ネットワーク）を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。
- (7) 自主防犯ボランティア団体の活動を支援するため、「大分県警察電子メール情報配信システムまもめーる」等を通じ、自主防犯活動に必要な防犯情報の提供に努めます。

第5節 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

〔現状と課題〕

- 福祉施設や病院ではなく在宅生活への志向の高まりに伴い、様々な障がいを持ちながら地域で生活する人の割合は、今後ますます顕著になると考えられます。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるようにハード及びソフト面の様々なバリアを取り除く「福祉のまちづくり」への取組みが必要です。
- これまで、健常者を基準に作られてきた建物や道路、サービス、情報、制度などの社会システム全体を「はじめから」、「だれもが利用しやすいように」することが新たな社会の要請となっており、こうしたユニバーサルデザイン（UD）の考え方を基本にした社会づくりを進めることが重要です。
- バス等公共交通機関の廃止や減少等により、買い物や通院などの移動手段の確保が必要となっています。

〔主要施策〕

- (1) 「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての県民が自由に安心して行動できるようにするため、「ユニバーサルデザイン」の理念により、福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- (2) 県民、企業・団体、行政が連携・協働して取り組むための目安として策定した「おおいた・ユニバーサルデザイン推進基本指針」に基づいて、より多くの人が暮らしやすい社会づくりを目指します。
 - ア ホスピタリティ・マインドやボランティアの醸成（こころのUD）
 - イ 公共施設や民間の公共的施設、交通基盤等の一体的な整備（まちのUD）
 - ウ 誰もが共用でき、使いやすい製品の研究開発、利用促進（もののUD）
 - エ 接客技術の向上、観光などホスピタリティ産業の育成（サービスのUD）
 - オ ICT（情報通信技術）を活用した多様な媒体による情報提供、コミュニケーション支援（情報のUD）
 - カ 誰もが社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加できる機会の確保（制度や仕組みのUD）
- (3) 地域や職場等で率先してUDを取り入れた活動を行う人材や団体の育成策を検討します。
- (4) 県内各地域の特性に応じて、市町村が取り組む、通院・買い物・通学などの地域住民の日常生活を支える持続可能な公共交通の確保を支援します。

(2) 生活環境のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

〔現状と課題〕

- 県では、高齢者や障がい者等が円滑・安全に利用しやすいようにするため、県立施設や民間の公共的施設の改善を行うとともに、リフト付きタクシーなどの普及に対する助成、歩道の改良、音響信号機の整備などを行ってきました。
- 福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）により、民間施設のバリアフリー化を一層促進する必要があります。
- 旅客施設などの改善については、バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づき、ノンステップバス等の普及等に対する助成を行うとともに、公共交通事業者が高齢者や障がい者等が公共交通を利用しやすい環境整備を求めていく必要があります。
- 高齢者や障がい者が在宅サービスを利用しながら自宅で生活を続けていくためには、転倒などの事故を未然に防ぎ、生活しやすいように住宅の改修を進めることが必要です。
- 公営住宅や民間賃貸住宅についても、高齢者や障がい者、子育てに配慮した住宅を整備していく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 不特定多数の者が利用する公共的施設の出入口のスロープや、障がい者をはじめ誰もが利用できるトイレの設置などの改善整備を促進します。
- (2) 公共交通機関の改善整備について、公共交通事業者に積極的な協力を求めるとともに、道路・交通安全施設の改善整備を図ります。
- (3) 盲導犬の給付や介助犬、聴導犬の利用促進を図るとともに、身体障がい者補助犬について県民への理解を促進します。
- (4) 施設等のバリアフリーに関する情報を県民に積極的に提供するため、ホームページの充実を図ります。
- (5) 高齢者及び障がい者の身体状況や介護者に配慮し、自立支援の観点に立った住宅改造を推進するため、住宅の改造費用に対して助成します。
- (6) 高齢者や障がい者の入居に適した公営住宅の改善整備を図ります。
- (7) 高齢者仕様の住宅を低廉な家賃で供給する場合に、建設費の一部や家賃の減額に対する補助を行う「高齢者向け優良賃貸住宅制度」の導入を促進します。
- (8) 高齢者に対して入居可能な住宅情報を提供する「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度」の機能を充実します。
- (9) 子育てがしやすい住環境を整備するため、狭小な既存公営住宅の建替え、改善を進めるとともに、家族向けの広くゆとりのある特定優良賃貸住宅の建設を促進します。

(3) 情報・コミュニケーションのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

[現状と課題]

- 近年のICT（情報通信技術）の急速な進展により、自宅に居ながら世界とつながり、他の人とコミュニケーションをとったり、必要な情報の収集や発信を簡単にを行うことができるようになりました。
- インターネットや電子メールなどを通じてできる人と人とのつながりは、互いの年齢や障がいの有無をあまり意識せずにコミュニケーションがとれることから、より広がりのある人間関係の形成が期待できます。
- ICTの活用で高齢者や障がい者も、趣味やボランティア、地域活動に気軽に参加でき、活動を通じて、NPOやコミュニティビジネスを起こすことも可能になります。
- 高齢者や障がい者が能力を発揮できるユニバーサル（共生）社会を実現するため、高齢者や障がい者がICTを積極的に活用するための施策が求められています。
また、それぞれの障がい者の特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていくことが重要な課題となっています。

〔主要施策〕

- (1) 点字図書、字幕付きビデオ、CD図書など視聴覚障がい者への情報提供サービスの充実を図ります。
- (2) 情報の提供を行うに当たっては、分かりやすい表現や漢字にルビをふったり点字版を作成するなど、障がい者に配慮したものとするように努めます。
- (3) 手話通訳、要約筆記などにより聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する人材を育成し、その活動を支援します。
- (4) 高齢者や障がい者等のいわゆる情報弱者に対し、講習会の開催などパソコンに気軽に親しめるための環境づくりを進めます。
- (5) 県などの公共機関のホームページには拡大文字や音声等の機能の充実を図るとともに、電子申請で利用できる手続や予約の可能な公共施設の拡大に努めます。
- (6) 加齢や障がいによる情報格差が生じないようにするため、ICT（情報通信技術）の活用にあたっては、個々の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

(4) 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

[現状と課題]

- 県民一人ひとりがお互いの尊厳を認め合い、差別や偏見の解消に向け、障がい者や高齢者、子ども、女性など様々な分野において人権の大切さを訴え、「心のバリア」を取り除いていく必要があります。
- 子どものうちから、障がいの有無それ自体を個性として尊重し、他人を思いやり、ユニバーサルデザインを当たり前のことと捉える心を育むことが重要です。
- 県民一人ひとりがユニバーサルデザインの意識を持ち、「より多くの人のため」という視点に立って、みんなで生活環境や情報・コミュニケーション、もの、サービスなどをより良いものにしていく必要があります。

[主要施策]

- (1) 人権が尊重される社会づくりをすすめるために、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の基本理念（自己決定・自己実現の尊重、差別の解消、共生社会の実現）を各種啓発行事を通して浸透を図ります。
- (2) 障がいや障がい者への理解を促進するための啓発や広報活動を行うとともに、障がいのある人とない人の交流とふれあいを促進します。
- (3) 毎月第三日曜日の「家庭の日」や三世代交流の普及・定着など、家庭や地域のふれあい交流を推進します。
- (4) 子どもが自分の人権を認識し、そこから相手の立場を尊重し、違いを個性として認識できるよう、学校や保育所などにおいて、人権教育の推進を図るとともに人権を大切にすることを育てます。
- (5) 子どものころからの男女共同参画に関する学習を推進するため、学校教育において男女平等を推進する学習を充実します。
- (6) 県民一人ひとりが他人に対して思いやる気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」についての意識づくりを推進します。

第3章 心豊かな福祉社会の発展を担うひとづくり

第1節 地域福祉の意識の醸成

(1) 地域福祉の普及・啓発

〔現状と課題〕

- 少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少の加速化、家族形態の多様化、価値観の変化等により、地域福祉の基盤となる地域コミュニティの機能である人と人とのつながりや、助け合い、支え合いが弱体化しています。
- 地域福祉を推進していくうえで、その基盤となるものは、県民が互いに思いやり、助け合う福祉の心を持つことです。
- 地域住民には「福祉は行政が行うもの」という意識が残っており、複雑・多様化する地域課題に的確に対応していくためには、自立した個人が主体的に関わり支え合う「住民主体」へと意識改革を進める必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 県、市町村等による、地域福祉活動に関する説明会、出前講座の実施や啓発のためのセミナーの開催などにより、地域福祉活動は地域住民が主体となって担うという住民意識の普及・啓発を図ります。
- (2) 地域福祉活動や社会貢献活動に対する理解促進を図るため、ボランティア体験、世代間交流など、多様な体験・交流の機会を充実します。
また、小地域で活動しているリーダー等の意見交換や発表の場を設け、住民主体の意識を広げていきます。
- (3) 地域住民が福祉をより身近なものとして感じることができるよう、社会福祉施設との交流活動を行うなど、地域と施設との連携を図ることを促進します。

(2) 福祉教育の推進

〔現状と課題〕

- 少子高齢化が進み核家族が増え、価値観の多様化、女性の社会参加等による環境の変化に伴い子供たちは、家族や身近な地域社会の支え合いや助け合うことが少なくなり「福祉の心」が育ちにくい状況にあります。
- このような福祉の心を育むために、これからの社会を担っていく青少年に対して福祉教育を行うことは、極めて重要なことです。
- 小・中学校、高等学校を通じて、高齢者や障がい者に対する認識と理解を深めることや、他人を思いやりいたわる気持ちなど豊かな人間性を育む教育が一層重要となっています。
- 高等学校では、福祉関連業務に従事することを希望する者に社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する態度と能力の育成を図ることが求められています。
- 児童生徒の福祉への理解を深めるため、学校活動を通じて福祉施設の体験学習や地域での福祉活動を推進する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 高齢者や障がい者に対する基礎的理解、介護・福祉などの課題に関する理解を深めるとともに、実際に高齢者や障がいのある人と交流し、ふれあう活動や介護・福祉に関するボランティア活動など体験を重視した学習を進めます。
- (2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を中心とする全教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じた実践やボランティア体験活動を推進します。
- (3) 大分県社会福祉介護研修センター等において、体験学習を指導する教員等に対する研修を実施します。
- (4) 施設福祉や在宅福祉サービスを支える人材を育成するため、高等学校における「福祉科」や「福祉コース」を充実させるとともに、施設福祉や在宅福祉サービスを支える人材として、介護福祉士や訪問介護員などの資格取得を推進します。
- (5) 障がいや障がい者への理解を深め、お互いの立場や心情を思いやり、相互に助け合う精神を育むための、障がいのある子どもとない子どもが共に活動する交流教育の充実を図ります（特別支援学級と通常の学級、特別支援学校と小・中学校、高等学校や地域社会などとの交流）。
- (6) 児童生徒が保育所や幼稚園などで乳幼児とふれあう機会を設けるなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実します。
- (7) ボランティア活動に積極的な学校の活動支援を行います。

第2節 社会福祉従事者の養成・確保

(1) 社会福祉従事者の資質の向上

[現状と課題]

- 福祉サービス利用者の生活相談や身体介護などの業務に従事する社会福祉従事者には、個人のプライバシーに十分な配慮を行い、一人ひとりを大事にする人権感覚を身につけ、豊かな人間性を備えることが求められます。

- 介護保険制度や障害者自立支援制度などの福祉サービスの拡充に伴い、社会福祉に従事する者も大幅に増加しており、これら従事者の資質の向上が求められています。

- 社会福祉従事者の自己研修、研さんの意欲を高め、高度な専門的知識と技術の習得により日常の業務遂行能力の向上を図るとともに、福祉の心を涵養し、使命感にあふれた豊かな人間性を兼ね備えた「ひとづくり」を一層推進することが必要です。

- 介護保険制度や障害者自立支援制度の開始により、福祉サービスの質的变化が福祉サービスの経営環境に変化をもたらし、従来の福祉の専門性とは別の要素（リスク管理、サービス管理、経営管理等）を取り入れた多様な専門性が求められるようになっていきます。

- 地域での自立生活を支えることができる人材を育成する必要があります。
 - ① 地域生活を支援する人材
 - ・ 利用者（本人、家族）がよき福祉サービス利用者となるよう情報提供、判断支援を行う。
 - ・ 本人の意思表示、他者との意思疎通を支援する。
 - ・ 日常生活、日常的な財産管理、就労などについて支援する。

② 地域開発・協働プロジェクト推進者

- ・ 住民参加による活動・事業の開発・支援を行う。
- ・ 地域の総合的な福祉計画立案プロセスを遂行管理する。計画づくり、まちづくりなど参加の仕組みづくり、学習活動を促進する。

〔主要施策〕

- (1) 人権や権利擁護に関する研修などを行い、サービス利用者の自己決定を尊重し権利を擁護する考え方の普及を図ります。
- (2) 在宅介護や子育てに関する相談に応じるなど、地域が必要とする人材としての役割の発揮に向けた研修を行います。
- (3) 認知症高齢者の症状に応じて必要な福祉・保健・医療サービスを提供できるよう、福祉に加え、保健、医療の専門的知識と技術の向上を図るための研修を充実します。
- (4) 障がいの特性に応じた質の高いサービスの提供や人権に配慮した適切な支援を行うことができるよう、サービス従事者の資質向上に向けた研修を実施します。
- (5) 福祉の各分野で活躍する社会福祉従事者の資質の向上に努めます。
 - ア 社会福祉士や介護福祉士の養成、現任研修の充実に努めます。
 - イ 視覚障がい者等の外出の介助を行うガイドヘルパーを充実します。
 - ウ 介護支援専門員への指導・助言等を行うケアマネジメントリーダーを養成するとともに、介護支援専門員現任研修を実施します。
 - エ 訪問介護員（ホームヘルパー）の養成に努めるとともに、現任者に対する研修を実施します。

- オ 認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図るための実務者研修を充実するとともに、認知症に関する相談にあたる市町村関係者への技術援助等を強化します。
- カ 障がい者のニーズにあった地域生活を実現するため、身近な地域で障がい者やその家族を総合的・継続的に支援する障がい者相談支援従事者を養成します。
- キ 障がい児を受け入れる保育所や児童デイサービス事業所などの職員への研修や個別指導を通じて専門的な療育技術の向上を図ります。
- ク 母子自立支援員や身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健推進員等の支援に携わる関係者の資質の向上を図ります。
- ケ 日常生活自立支援事業の利用者に質の高いサービスを提供するため、関係職員等の研修を行い、資質の向上に努めます。

(2) 大分県福祉人材センターの機能強化

〔現状と課題〕

- 大分県福祉人材センターでは、社会福祉に関する啓発、研修、人材の登録、社会福祉事業従事希望者の就労あっ旋及び社会福祉事業経営者に対する人材確保に関する相談等を行っています。また、日田市には支所として日田市福祉人材バンクを設置しています。

- 毎年発生することが想定される新規求人を満たすためには、新規学卒者だけでなく、福祉従事者（経験者）の復職とともに、他分野からの転職者も含めた人材確保が求められています。

- 近年、①求職者は正規職員としての雇用を望んでいるが、求人側の雇用形態は非正規職員が圧倒的に多いこと、②ホームヘルパー資格を持つ求職者は多いにもかかわらず、訪問介護職に応募する求職者は少ないことなど、求人・求職のいわゆるミスマッチが生じています。

〔主要施策〕

- (1) 福祉の職場に就業を希望する人に対する求人情報を提供するとともに、「福祉のしごと・就職フェア」を開催するなど、福祉人材の確保に努めます。

- (2) インターネットによる求人・求職登録システムの利用促進を図り、職業紹介・あっ旋の一層の充実に努めます。

- (3) 「福祉人材セミナー」を開催し、福祉人材の育成を図ります。

- (4) 児童生徒や地域住民、ボランティア等を対象に、「青少年福祉講座」を開催するなど、県民の福祉に関する啓発を図ります。

(3) 大分県社会福祉介護研修センターの機能強化

[現状と課題]

- 要介護高齢者が増える中、県民一人ひとりが介護に関する認識や知識、技術を持つことが重要です。
大分県社会福祉介護研修センターは、広く一般県民を対象とした介護研修を実施し、在宅介護機能の強化と介護予防の普及に努めています。

- 時代の要請に応え得る有能な福祉人材の養成・確保に努めるとともに、豊富な施設機能を活用し、介護に関する知識と技術を提供し、県下各地での介護研修等への支援体制づくりを進めることが重要な課題となっています。

- 高齢者やその家族が社会や地域から孤立することのないよう、気軽に相談できる電話相談や住宅・福祉用具、法律、年金等の専門相談を一層充実する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 「県民総介護時代」の要請に応えるため、県民誰もが気軽に利用でき、介護に関する正しい知識や技術を学べるよう、研修内容の充実を図ります。
- (2) 「豊かな人間性」と高齢者や障がい者とその家族の心情を理解する「優しさ」、福祉専門職としての「高い倫理観」、「使命感」とともに、実践的な援助技術の向上と新しい福祉課題に的確に対応できる社会福祉従事者としての専門性を養います。
- (3) 高齢者の総合的な相談窓口である大分県高齢者総合相談センター（シルバー110番）の周知に努め、利用促進を図ります。
- (4) 福祉用具等の活用を促進します。
 - ア 福祉用具や介護用品の普及・啓発を図るため、展示、相談及び利用実習を充実します。
 - イ 使用しやすい福祉用具の研究開発を支援します。
 - ウ 使用者の状態に応じた自助具・福祉用具の相談に応じることができる場を設け、自助具・福祉用具の作成・修理等を行います。
- (5) 障がい等の状況に応じた適切な住宅改造などが行われるよう、知識の普及・啓発を行います。
- (6) 福祉用具や住宅改修に関する相談、苦情、要望を福祉用具製造業者等に還元し、製品やサービスの改善に役立てます。

第3節 地域福祉活動の担い手の育成・確保

(1) 地域福祉活動の中心的な役割を担う人材の育成・確保

〔現状と課題〕

- 地域福祉は、地域住民が課題を自ら発見し、解決する活動が積み重ねられていくことが重要であり、住民参加や住民との協働により展開される必要があります。
- 地域福祉活動の中心的な役割を担うのが、民生委員・児童委員及び主任児童委員、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動コーディネーターや福祉活動専門員などです。
- 地域福祉活動の核となる担い手の資質の向上に努め、その活動を支援する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 住民の様々な相談に応じ、必要な情報を提供したり適切なサービスにつなぐことができるように、民生委員・児童委員等の研修の充実、相談・援助活動への支援を行います。
- (2) 住民の福祉活動の促進や住民ニーズの把握、関係機関・団体との連絡・調整などに従事している地域福祉活動コーディネーター等の資質の向上を図ります。
- (3) 各市町村ごとに設置される「地域ケア会議」等への地域福祉活動コーディネーター等の参加促進を図ります。

(2) ボランティア・NPOの育成

〔現状と課題〕

- 増大・多様化する生活課題に適切に対応していくために、ボランティア、NPOが地域福祉の担い手として積極的に参加することが期待されています。
- 大分県ボランティア・市民活動センター等に登録されているボランティアは、45,673人、ボランティアグループは1,157団体(平成21年度当初現在)です。
- しかしながら、県民の関心の高さに比べて、参加者の割合は大きくありません。参加者も主婦や学生、定年退職者が中心で、まだ十分に広がっているとはいえない状況であり、既にあるところでも、活動者自身が高齢化し後継者が不足しているところもあります。
- ボランティア活動について県民を啓発し、活動につなげ、継続させるとともに、県民が活動に共感を持ち、皆で支えていくという機運を盛り上げていく必要があります。
- 近年、NPO法人(特定非営利法人)の活動が活発になり、地域の助け合い活動などに取り組む事例が徐々に増えてきています。
大分県のNPO法人数は412(平成21年3月末現在)で、人口当たりで九州第1位となっています。
- ボランティア・NPOの活動に必要な知識と技術の向上を図るとともに、NPO単独では解決が困難な課題については、団体相互に連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

〔主要施策〕

- (1) 市町村ボランティアセンター等が行う相談・情報提供や登録・あつ旋の事業、ボランティア講座の開催、体験研修の実施について、大分県ボランティア・市民活動センターと連携して支援します。
- (2) 専門的知識と技術を有するボランティアの育成を図ります。
 - ア コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者に対する点訳奉仕員、朗読奉仕員及び聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成を推進します。
 - イ パソコン要約筆記奉仕員や盲ろう通訳介助員を養成し、派遣体制の充実を推進します。
 - ウ 障がい者の情報活用能力の向上のため、障がい者のパソコン利用について支援を行う「パソコンボランティア」の養成や派遣体制の充実を図ります。
 - エ 障がい者スポーツ・レクリエーション活動を指導・支援するため、スポーツ指導員やボランティアの養成と充実強化を図ります。
 - オ 子育て中の不安を抱える親を支援するための人材を「子育てコーチ」として養成します。
 - カ 地域精神保健福祉体制を整備するため、保健所や市町村が実施するボランティアの養成に対して技術的援助を行います。
- (3) ボランティア・NPOが相互に連携・協働して地域課題の解決に取り組む体制づくりを支援します。
- (4) 次代を担う学生のボランティア活動の促進を通じて、地域福祉活動に関心を持つようにします。
- (5) 行政とボランティア・NPOが協働するための協議の場を設けるとともに、関係機関・団体の連絡調整を行うNPOコーディネーターによる支援を行います。

(3) 大分県ボランティア・市民活動センターの機能強化

[現状と課題]

- 大分県ボランティア・市民活動センターは、市町村ボランティアセンター等と連携して、ボランティア活動について啓発・普及を図っています。

- ボランティア活動の中核となるボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの養成、ボランティア・NPOの活動に関する情報提供、ボランティアの組織化などへの支援を一層充実する必要があります。

- 地域住民やボランティア・NPOと行政は、お互いに地域福祉を支えるパートナーです。
県の公民協働を推進する拠点として、大分県ボランティア・市民活動センターの機能を強化していく必要があります。

[主要施策]

- (1) ボランティア・NPOとその活動に参加したい人や支援を求める人との双方向情報提供体制（おおいたNPO情報バンク）を充実します。

- (2) 県民のボランティア活動への参加を促進するため、県民に対する広報・啓発活動を推進します。

- (3) 地域のボランティア活動者等を対象に研修を行い、ボランティアコーディネーターとなる人材を養成します。

- (4) ボランティア活動の経験の有無や年齢、技術、活動内容など、それぞれの状況に応じた各種の研修を実施します。

- (5) ボランティア活動に必要な知識と技術、団体の結成や運営の方法等の学習を進め、地域の実情に応じた実践的なボランティアを養成します。

- (6) 災害が発生した場合におけるボランティア活動推進体制を整備します。